

電子委任状法施行状況検討会(第2回) 議事要旨

1. 日時

令和5年9月27日(水) 10:45-12:15

2. 場所

Web 会議による開催

3. 出席者 (敬称略)

(委員)

- 上原哲太郎(立命館大学情報理工学部教授) ※座長
- 濱口総志(慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員)
- 宮内宏(宮内・水町 IT 法律事務所、弁護士)
- 山口利恵(東京大学大学院情報理工学系研究科 准教授)
- 板倉景子(株式会社メドレー コーポレートデザイン部 Head of Security)
- 笠井玲子(株式会社ローソン インキュベーションカンパニー デジタルソリューション推進部 マネジャー)

(オブザーバー)

- 日本公認会計士協会
- 日本行政書士会連合会

(デジタル庁(事務局))

デジタル社会共通機能グループ 楠 正憲グループ長、他

4. 議事

- (1) 電子委任状法の施行状況について
- (2) 今後の普及に向けた方向性について

5. 議事概要

(1) 電子委任状法の施行状況について

【濱口委員】

- 代表者の秘密鍵を他の者が使って電子署名を行うことは、リスクがかなり大きい。印鑑であれば、ある程度物理的な管理が可能であるが、デジタルの場合、ソフトウェアトークンはコピーが可能であり、リスクが大きくなる

部分がある。リモート署名用のクレデンシャルについても同様。

- この様な課題は、委任状や、特に第1回検討会の宮内委員のご意見にもあった包括的代理権、役職を示した電子委任状により、リスクを低減できる部分がある。
- 電子契約については、依拠当事者、検証者側にメリットが大きい。官公庁向けの電子契約ガイド等の作成などにより、特にリスクの高い取引を行っている金融機関、不動産、大企業に向けた共通認識を作っていけると良い。

【宮内委員】

- 従来から代表者の代表印を、社長自ら押印せずに総務課等に実施させている、押印代行とも言える行為が行われてきた実態があると思う。これがデジタルになり、本来、共有してはいけないという大原則があるはずのパスワードを共有する、社長のパスワードを使って電子署名を行っている例もあるのだと思う。
- これをより良い方向へ進ませるために、代表者の電子署名がどのように扱われているか、実態を踏まえつつ、どのように整理していくかを考えていく必要がある。
- 委任行為が特定されている場合は有効期間を不要として欲しいという事業者からの意見について、一概に個別の行為は有効期限が不要であるかという点については、ケースバイケースである点が大いいため、整理が必要。
- 会社の中の役職者の電子署名を行う基盤として電子委任状を活用することは、一つの普及の方向性としてあり得る。

【板倉委員】

- 本人による申請と代理人による申請で、どのようなトラストが必要になるのか異なる点があると思う。システムの仕様の面についても、整理が必要。
- 代理申請について、地方自治体の取組の状況にばらつきがある。これを改善する取組が行えると良い。
- 電子委任状法における電子委任状の定義について、BtoGに限定せず取組を進められると良い。

【(オブザーバー)日本公認会計士協会 筏井】

- 監査での活用に関する意見について、委任に関する情報を含む取引の情報がデジタル化され、蓄積し、分析することが可能となると、外部監査、

内部監査においても効率化につながる部分がある。電子委任状は、委任関係についてもデジタル化した状態で残しておくための一つの手段として、普及に期待している。

(2) 今後の普及に向けた方向性について

【上原座長】

- 手触り感が無い仕組みを普及させるためには、こういった使い方ができるというものを、ユースケースを絞ってでも姿を見せてあげることが必要。具体的なイメージを見せるためにも、ガイドライン等を出す、障害があれば取り除くということが続けていくことになるのかと思う。

【濱口委員】

- これまでのローカル署名においては、署名者が証明書の発行申請を行い、秘密鍵の管理を行い、費用や管理の負担が発生していた。
- 議事(1)でも意見したとおり、電子署名、電子契約は依拠当事者、検証者側にメリットがあるところ、受益者ではなく利用者に負担、コストを強いている構造であった。リモート署名の場合は受益者負担の構造、証明書1枚当たりの料金ではなく署名回数による料金体系やサブスクリプションといった電子署名サービス、電子契約サービスを実現しやすく、普及につながる。
- 代理権を確認している企業の比率等、電子委任状の潜在的なニーズが確認できる調査結果であり、非常に重要。
- Q15の調査結果、電子署名に関する明文の社内規程の有無について、社内ルールを定めている企業においても、これが適切なルールであるかには疑問が残る。BtoBにおける電子署名、電子委任状の普及に向け、どのような規定であれば適切であるという共通認識を作れる活動が行えると良い。

【宮内委員】

- これまでのカード型の電子証明書の場合、カードリーダーの設置等ハードルが高い部分があった。そのような意味で、リモート署名は非常に良い手段であると思う。
- リモート署名の鍵認可のための認証手段には、様々なレベルの方法があるが、これは認証事業者が提供するものに加え、社内で行われているカードや鍵の管理も関わるもの。管理の不備により不始末が発生した際は、会社の責任となるため、この点を含めたレベル感を考えられると良い。

- 電子署名に関する管理規程、印章管理規定について、重要であると考えており、これまでも雑誌や書籍での規定のひな形の掲載や紹介を行ってきたが、正直あまり普及していない。この点について、皆が使えるような形とするための広報やガイドライン策定を行えると、普及が進むと思う。

【山口委員】

- 電子委任状を何から何まで適用しようというよりかは、まずは土業のように利用頻度が高く、導入に多少の手間があってもメリットがあるようなシチュエーションに導入できれば良い。
- 一生に一度しか行わないような手続のために、利用のための準備をしてもらうようなケースではなく、土業とも連携しつつ、年に何度も行うような手続で、電子化できると良いようなアプリケーションをピックアップし、それを中心に話をまとめた方が普及につながると思う。

【板倉委員】

- 将来的な電子委任状の利用について、民間の取引相手との契約締結に興味を持たれている方が多いのは興味深い調査結果。この点に対する施策が必要。
- 本調査結果からは、それぞれの企業において、納税、入札、契約締結のいずれかにしか電子委任状が用いられていない例が多いように見受けられるため、各社における利用シーンを掘り下げられると良い。

【笠井委員】

- 印鑑のルールと電子署名のルールについて、前者のルールは存在するのに、後者のルールが存在しない企業が多い点は、電子契約、電子委任状の普及に向けたステップとして手を打っていけると良い。
- 電子署名、代表者の本人確認、委任というステップの中で、この手前の段階のルールが定まっていない部分があると分かったのは、本調査の意義として非常に大きい。
- 現在、電子契約や電子署名を利用するためには取引先の協力が不可欠であるという実態がある。この原因として、ルールが浸透していない、基準となるものが無いという部分があると思う。電子署名、電子委任状の普及のために、何かしらセキュリティ、安全性を担保するルールを示せると良い。

【(オブザーバー)日本公認会計士協会 筏井】

- 調査結果の社内ルールの有無に関する質問について、これは法務部やそれに類する部署があるか否か、内部統制として契約当事者部門以外の部署が牽制のために関与するような体制が取られているかが影響すると考えられ、一概に社内ルールの有無を見るのではなく、こういった内部統制の観点も念頭に置けると良い。
- また、電子署名に関するルールが全ての場面で必要というわけではなく、その会社にとってその取引がどれほど重要なものであるか、内部統制の必要性についてもどれほど必要であるのか、という点も影響すると考えられ、ゴールにもそういった観点を含まれると良い。
- 電子署名の管理規定について、今まで電子署名がされた文書を受け取ったことが無い会社においては規定がなく、電子署名を使わざるを得ない状況になって初めて社内規程や慣行が作られていくのであると考える。いざ社内で電子署名を使うことが実務上増えてきたときに、こういったルールが必要か参考とできるようなものがあると、社内規程に反映するまでのタイムラグが減り、企業にとってのリスクが減る部分がある。電子委任状についても、今後普及すると見通せば、モデルケース的なルールを提示する意義はあると思う。
- BtoB の場合で委任を認めるような契約の場合は、既に事業者間で信頼関係が構築されている場合、取引先の相手の社会的な信頼が高いという例が多いと感じており、電子委任状の利用場面についても、どのような取引で利用するかという観点があると良い。

(議事外)

【(オブザーバー) 日本行政書士会連合会 関谷】

- 行政書士は、他人の依頼を受けて書類の作成提出を行うことを業としており、業務の上で委任状は必須。作成する書類の数だけ委任状が必要になり、電子的に処理できれば助かる。
- 手続、取引、契約のデジタル化の取組が進められている中、委任関係についてもそれぞれのシステムにおけるプロセスの中で処理されることが望ましい。
- 現在、委任者、代理者それぞれの本人確認や委任関係の確認方法が大変多く、それぞれの手続にフィットした形での委任関係の確認という観点もあるが、多数の書類を作成、提出する立場としては、統一的なフォーマットがあった方が良い。
- 職印の扱いについては、紙の書類の場合は行政書士法施行規則により職印を捺す必要がある中、電子申請の場合はどうすれば良いか定まって

いない部分がある。行政書士電子証明書を用いる方法、gBizID、資格証明書のスキャン送付等の方法が用いられているが、統一的に処理できると業をする者としてはありがたい。

以上